

産 廃 第 7 1 9 号
令 和 元 年 1 1 月 5 日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会 長 小 林 増 雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 山井 毅



特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成8年法律第85号)第3条第1項の規定による行政上の権利利益に係る
満了日の延長に関する措置について(依頼)

県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり周知資料を作成しましたので、貴会員事業者に周知くださいますようお願いいたします。

担当：審査担当
電話：048-830-3121

台風19号による被害に伴う許可期限の延長の特例措置について

台風19号の被害を受けた区域で業を営んでいる産業廃棄物収集運搬業者等におかれましては、下記の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合、一律に令和2年3月31日へ満了日が延長されます。

(1) 許可の期限が令和元年10月10日から令和2年3月30日までの間である。

(2) 事業を県内の特定被災区域(※)で営んでいる。

ア 産業廃棄物収集運搬業者・特別管理産業廃棄物収集運搬業者

埼玉県知事の収集運搬業の許可を有している場合(積替え保管の許可の有無を問わず)

イ 産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者

特定被災区域の市町村に事業地を有している場合

※1 県内の特定被災区域(令和元年10月19日現在)

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀨町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町

(問合せ先)

ア 産業廃棄物収集運搬業者・特別管理産業廃棄物収集運搬業者(いずれも積替え保管を除く。)

産業廃棄物指導課 収集運搬業担当 TEL 048-830-3026

イ 産業廃棄物収集運搬業者・特別管理産業廃棄物収集運搬業者(いずれも積替え保管を含む。)

産業廃棄物処分業者・特別管理産業廃棄物処分業者

産業廃棄物指導課 審査担当 TEL 048-830-3121

各環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当(生活環境担当)

(参考) 産業廃棄物指導課ホームページ 「台風19号により被害を受けた皆様へ」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/r011028kokuj.html>